

## 信州大学 研究補助者制度 Q & A

(利用資格について)

Q-1. 男性研究者も申請できますか？

A-1. 利用資格を満たせば、性別を問わず申請できます。

Q-2. 配偶者がフルタイム勤務でないと申請できませんか？

A-2. 配偶者の就労時間と通勤時間を合わせた時間がフルタイム勤務（1週間の勤務時間が38時間45分）相当であれば申請できます。

就 労 の 場 合 : 自営・農業等、配偶者の勤務形態や職業は問いません。

就 学 の 場 合 : 配偶者の大学院等への就学時間と通学時間を合わせた時間がフルタイム勤務相当であれば申請できます。

就労と就学の場合 : 配偶者の大学院等への就学・通学時間とパート等の就労・通勤時間を合わせた時間が、フルタイム勤務相当であれば申請できます。

在職証明書（自営・農業従事者含む）兼研究従事証明書・在学証明書等、客観的に判断できる資料を提出してください。

Q-3. 要介護の認定は受けていませんが、配偶者（もしくは子）の健康状態が悪く、看護する必要があります。そのような場合も申請できますか？

A-3. 申請書の利用資格「その他」として申請いただけます。研究と両立できない状況を申請書に詳細に記載してください。また、医師の診断書等、客観的に判断できる資料を提出してください。

※介護の対象者は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で定める対象家族と同範囲とします。

対象家族とは、以下のとおり

◎配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)

◎父母

◎子

◎配偶者の父母

◎祖父母、兄弟姉妹及び孫

Q-4. 現在、育児短時間制度（介護短時間制度）を利用していますが、その場合は申請できますか？

A-4. 申請できます。短時間制度を利用している時間については勤務しているとみなし、1週間の所定勤務時間が38時間45分以上の方は、利用資格を満たします。

Q-5. 遠方に別居している両親（義両親）等を週末通いながら介護しています。このような場合も申請できますか？

A-5. Q3と同様に、申請書の利用資格「その他」として申請いただけます。介護に要している時間等を申請書に記載してください。

※介護の対象者は介護休業の対象家族と同範囲（上記参照）とします。

Q-6. 障がいのある子（小学校4年生以上）を養育しています。申請できますか？

A-6. Q3と同様に、申請書の利用資格「その他」として申請いただけます。研究と両立できない状況を申請書に詳細に記載してください。また、医師の診断書等、客観的に判断できる資料を提出してください。

Q-7. 現在、妊娠しています。妊娠中でも利用できますか？

A-7. 産前休暇取得前の妊娠中に利用することは可能です。ただし、この制度は研究を支援することを目的としているため、研究を行っていない期間（産前産後休暇、育児休業、介護休業等を取得している期間）は利用できませんので、産前休暇を取得する前に、男女共同参画推進センターまで連絡してください。

Q-8. 夫婦ともに信州大学で研究者として勤務しているのですが、夫婦同時に申請することはできますか？

A-8. 利用資格を満たしていれば、申請できます。ただし、本制度は多くの方にご利用いただけるよう、利用時間は一家族につき月30時間までとしております。

#### （利用期間について）

Q-9. 育児休業を取得する予定ですが、その間も利用できますか？

A-9. 産前産後休暇、育児休業、介護休業等取得の間は、本制度は利用できません。利用決定後に上記の休業等取得の際には、男女共同参画推進センターまで連絡してください。

#### （研究補助者について）

Q-10. 研究補助者は男子学生も雇用できますか？

A-10. 性別を問わず、雇用できますが、本学では、男女共同参画を推進しておりますので、研究補助者についても女性の採用拡大にご配慮ください。本制度は研究者を支援する目的と、同時に研究補助者自身のキャリアパスに寄与することを目的としています。将来のキャリアパスにご配慮ください。研究スキルの習得はもちろんのこと、申請者自身がロールモデルになり得ます。

Q-11. 複数の研究補助者を雇用することはできますか？

A-11. 申請者の雇用する各研究補助者の勤務時間の合計が、利用決定時間（最大月30時間）内であれば、複数の研究補助者を雇用することができます。

Q-12. 予定していた時間数を利用することができませんでした。次の月への繰越しはできますか？

A-12. 原則月 10 時間を上限に繰越し、月 40 時間まで利用することが可能です。ただし、繰越しは選考結果通知に記載された利用決定期間内に限られます。

Q-13. 土日に研究補助者に勤務してもらうことはできますか？

A-13. 原則認めておりません。

Q-14. 研究補助者に交通費は支給されますか。

A-14. 研究補助者には交通費は支給されません。また、雇用保険および社会保険にも加入できませんので、ご注意ください。勤務時間は 1 日 8 時間以内、週 19 時間以内とします。

Q-15. 研究補助者に依頼できる業務はどのようなものですか？

A-15. 申請者の研究内容に応じて業務は異なりますが、実験補助、データ入力、文献の収集等が想定されます。研究補助以外の業務（雑務や申請者以外の研究者の研究補助）は対象外です。

業務内容の例

- ◎報告書作成補助
- ◎データ入力・整理
- ◎英語論文の文献要約や文献抄読
- ◎論文の執筆・校正・再校段階における誤字脱字等のチェック
- ◎細胞培地の交換
- ◎サンプルの収集

（申請時期について）

Q-16. 定期申請（7 月、2 月頃）の時期ではないのですが、申請はできますか？

A-16. 特別な理由が認められる場合に限り、随時申請を受け付けます。定期申請に間に合わなかった理由、申請がこの時期となった理由を申請書に記載してください。随時申請に該当しない場合、次回定期申請募集時に申請してください。

特別な理由が認められる場合は以下のとおりです。

- ◎急遽介護の必要が生じた場合
- ◎定期申請募集締切後に妊娠がわかった場合
- ◎定期申請募集締切後に採用（中途採用者）となったため 等

※予算の上限に達した場合は、その時点で不受理とします。

（成果報告について）

Q-17. 研究補助者制度を利用した場合、利用実績報告書の提出以外に、成果報告の義務はありますか？

A-17. 利用期間終了後、研究成果等について発表を依頼することがあります。また、男女共同参画推進センターの各種活動に協力していただくよう求めています。

(選考の観点について)

Q-18. どのような点に着目して選考を行っていますか？

A-18. ご提出いただいた申請書や各種証明書等をもとに、以下の点に着目し選考しています。

- ・ 育児・介護等に起因する研究支援の必要性・緊急性
- ・ 本制度の利用回数
- ・ 他の資金による代替の可能性
- ・ 若手の研究者を優先する
- ・ 配偶者または支援者の有無（同居・別居等）
- ・ 養育する子の人数
- ・ 要介護の親族の介護の状況やその程度

(新型コロナウイルス感染症流行時の利用について)

Q-19. 新型コロナウイルス感染症の流行で、予定していた時間をまったく利用できませんでした。繰越しは可能ですか？

A-19. 本制度での繰り越しは従来、月 10 時間までしか認められておりませんが、新型コロナウイルス感染症の流行や予防のために本制度が利用できなかった場合に限り、繰越すことが可能です。その場合、月 30 時間を超えても構いません。ただし、研究補助者一人当たりの勤務時間は、1 日 8 時間以内、1 週 19 時間以内を厳守してください（研究補助者は雇用保険および社会保険には加入しないため）。また年度を超えて繰越すはできませんので、ご注意ください。

研究補助者制度に関する疑問や質問がありましたら、以下のメールアドレスまでお送りください。

お問合せ先：男女共同参画推進センター 担当：岡田

TEL : 0263-37-3150 内線 811-2140

E-Mail : [sufre☆shinshu-u.ac.jp](mailto:sufre☆shinshu-u.ac.jp) (送信時に☆を@に変換してください。)